

「図柄ナンバープレート（ふるさと版）」
「人気がある希望番号を取得しやすくする方策」
今後の方向性について

令和8年6月

図柄入りナンバープレート等に関する検討会

目次

1. はじめに	4
1. 1 ナンバープレートの多面的な活用状況	4
1. 2 中間取りまとめ（令和7年6月）において今後検討を要するとされた課題	4
1. 3 本取りまとめの位置づけ	4
2. 図柄ナンバープレート（ふるさと版）	5
2. 1 背景・目的	5
2. 2 制度の方向性	5
2. 2. 1 基本方針	5
2. 2. 2 今後の対応について	6
3. 人気がある希望番号を入手しやすくする方策	8
3. 1 背景・目的	8
3. 2 制度の方向性	10
3. 2. 1 基本方針	10
3. 2. 2 今後の対応について	10
3. 2. 2. 1 短期・中期的な取組	10
3. 2. 2. 2 長期的な取組	12
4. おわりに	12
図柄入りナンバープレート等に関する検討会 委員名簿	13
図柄入りナンバープレート等に関する検討会開催経緯 （令和7年6月中間取りまとめ後）	14

(参考資料)

1. ナンバープレート全般
2. 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望等調査結果
3. 自動車ユーザーに対するアンケート調査結果
4. 自動車ディーラーに対するアンケート調査結果

1. はじめに

1. 1 ナンバープレートの多面的な活用状況

国土交通省においては、登録自動車及び軽自動車に取り付けられる自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）の多面的な活用を図る観点から、ナンバープレートの一連指定番号の4桁の数字を自動車ユーザーの希望に応じて選択することができる「希望番号制度」を平成10年に導入し、平成18年には、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」を導入するなど取組を進めてきた。

その後、平成29年には「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート」及び「東京2020年オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレート」という国家的イベントの機運醸成を目的とする特別仕様ナンバープレートが導入され、平成30年からは、地域振興・観光振興や地域の連携強化・一体感の醸成を図る観点から、地域の特色・観光資源等が図柄として表現され「走る広報大使」として地域の魅力を発信する「図柄ナンバープレート（地方版）」の交付が開始されたところである。

1. 2 中間取りまとめ（令和7年6月）において今後検討を要するとされた課題

図柄ナンバープレート（地方版）については、令和7年5月から第4弾が交付開始されたところ、次回導入に向けて導入要綱における導入要件の緩和を求める自治体からの要望や、一方で、制度の持続可能性の観点から図柄ナンバープレートの種類の制限を求める標板交付代行者からの声などがあったことから、令和6年7月に「図柄ナンバープレート等に関する検討会」（以下「本検討会」という。）が設置され、図柄ナンバープレート（地方版）の次回導入のあり方について検討が開始された。約1年にわたる議論を経て、令和7年6月に、次回導入時の制度設計について要点が「中間取りまとめ」として取りまとめられた。

中間取りまとめにおいては、第5弾以降の募集に関する具体的な論点整理とあわせて、①他地域の図柄ナンバープレート（地方版）の交付を可能とする新たなスキーム「図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）」の創設、及び②人気が集中し取得が難しくなっている希望番号の新たな取得方法について、実施に向けて今後継続的な検討を要する事項として整理が行われた。

1. 3 本取りまとめの位置づけ

令和7年8月以降、本検討会において、上記の①及び②の事項について継続的な検討を行った結果、全面的な実施に向けては様々な課題や更なる議論を必要とする論点が見受けられる一方で、条件を限定して試行的に実施することに一定の目処がついたため、それぞれの事項について実施に向けた方向性を取りまとめるものである。

2. 図柄ナンバープレート（ふるさと版）

2. 1 背景・目的

図柄ナンバープレート（地方版）は、平成 30 年 10 月に第 1 弾の交付が開始され、以降順次対象地域を拡大し、現在では 78 地域で導入されている。また、申込の際に納めた寄付金は、観光名所の情報発信や地域公共交通の利便性向上等地域振興・観光振興に活用されている。全国的に広く定着が図られており、令和 8 年 4 月には、新たに図柄を導入したい地域の声が多くあることを踏まえ、新たな図柄ナンバープレート（地方版）として、第 5 弾（令和 9 年 11 月交付）、第 6 弾（令和 11 年 5 月交付）の募集を開始したところである。

一方で、図柄ナンバープレート（地方版）は、表示地域名に使用の本拠を置く車両のみを対象として交付されるものであり、全国の自動車ユーザーが自由に選択して取り付けできるものではない。この点、地方創生の観点からは、ふるさと納税のように特定の地域の振興に賛同する自動車ユーザーが、当該地域の図柄ナンバープレートの取得・表示を通じて当該地域に寄付金を納めた上で、当該地域の魅力を発信することにも効果的と考えられ、また、その場合、図柄ナンバープレート（地方版）の導入自治体にとっても、自らの地域の PR を全国的に行うことが可能であり、寄付金の増加による地域振興・観光振興の促進も期待できるのではないかと。

上記のような認識に立ち、本検討会では、他地域の図柄ナンバープレート（地方版）の交付を可能とする「図柄ナンバープレート（ふるさと版）」（以下「ふるさと版」という。）について、その実現に向けた制度の方向性について検討を行った。検討に当たっては、令和 7 年 8 月～9 月にかけて全自治体を対象としてふるさと版導入の意向に係る詳細なアンケート調査¹を実施するなど、地域の声を踏まえた丁寧な検討を行った。

2. 2 制度の方向性

2. 2. 1 基本方針

ふるさと版の制度を広く定着・普及させるためには、これまでの図柄ナンバープレート制度における考え方と同様に、可能な限りシンプルで持続可能な制度とすることが重要である。一方で、これまで検討してきた課題の中には、中長期的な対応を必要とするものがあり、また、制度を導入した後に新たに運用上の課題が明らかになる場合も想定される。

このため、ふるさと版の導入に当たっては、まずは、小規模で試行的に実施することとし、その後、運用上の課題や効果を検証した上で、本格導入を目指すこととする。なお、制度を試行的に導入するに当たり、早期に制度を開始する観点から、既存の制度・システムを可能な限り活用することとする。

なお、ふるさと納税制度のように、生まれ育ったふるさとの自治体や自分が応援したい自治体の図柄ナンバープレート（地方版）を自動車ユーザーが受領できることを

¹ 参考資料 20～28 ページ参照

目指す制度であるため、「ふるさと版」と称することとする。

2. 2. 2 今後の対応について

上記の基本方針を踏まえ、これまで本検討会において検討してきた課題・論点、及びそれに対する今後の対応の方向性は以下のとおりである。

(1) 交付対象地域

ふるさとを応援したい全国の自動車ユーザーの期待に応えるため、特定の地域に限るのではなく、全国で交付することとする。

なお、ふるさと版の導入により、図柄のオリジナルの地域と表示地域名が一致しないケースが発生することから、その図柄ならではのご当地感が薄れてしまうことを懸念する自治体に対しては、国土交通省はふるさと版の制度目的を丁寧に説明することにより理解促進に努めることとする。

(2) 交付対象図柄

まずは2～3種類程度の図柄を選定し、試行的に実施することし、段階的に全ての図柄（第1～4弾で全73種類²）を交付対象とすることを目指す。図柄の選定は、当該図柄を導入している自治体の同意が得られることを前提に、これまでの申込件数・普及率³や、国民アンケートの結果等を踏まえて行うこととする。

なお、これまで図柄のデザインはナンバープレートに表示された地域名と一体として認識され地域の魅力をPRしていたものであるが、ふるさと版の導入後は、上記(1)と同様に、図柄のオリジナルの地域と表示地域名が一致しないことから、走る広報大使として図柄により地域をPRする観点からは、図柄ナンバープレートの更新時等の機会に、デザイナーを活用することにより、図柄のみでオリジナルの地域を容易に認識できるようなデザインに変更することも有効と考えられる。

(3) 費用負担

自動車ユーザーの希望に応じて交付されるものであるため、他の図柄ナンバープレートと同様に、ふるさと版の交付を受ける自動車ユーザーが、交付に要する費用を手数料として負担することとする。このため、交付対象となる図柄の自治体に費用負担を求めることはしないが、ふるさと版の普及促進の観点からは、当該自治体に対し、ふるさと版を取り付けた自動車ユーザーに対する何らかのインセンティブ付与の検討や、全国の交付代行者や自動車ディーラーと連携した広報への協力を求めることが適当である。

また、現行の図柄ナンバープレート制度と同様に、交付手数料に加えて、一定の金額以上の寄付をした場合に、ふるさと版を選択できるようにすることとする。そ

² 参考資料5 ページ参照

³ 参考資料12～13 ページ参照

の寄付先は交付対象図柄の地域とする。将来的には、交付対象図柄の地域に加えて、ふるさと版を取り付ける自動車ユーザーが居住する地域等へ寄付できるようにするためのシステム改修等の可能性についても検討する。寄付金の最低金額については、今後、現行の図柄ナンバープレート制度における寄付金額の実態や、ふるさと版の交付手数料額を踏まえて決定することとする。

（４）対象標板

ナンバープレートには、自家用・事業用の別、その大きさ（大板^４・中板）により、登録自動車で４種類、軽自動車で２種類のバリエーション^５がある。これまでの図柄ナンバープレート（地方版）の交付実績および制度の持続可能性を勘案した結果、ふるさと版の交付対象標板は、登録自動車・軽自動車のいずれも、まずは自家用の中板に限定して制度を開始することとする。

事業用の標板については、ふるさとを応援したい、地元をアピールしたいとする自動車運送事業者等のニーズを確認した上で、当該事業者による大量導入を前提として新たな制度的受け皿について検討を開始することとする。

（５）交付代行者

制度の持続可能性の観点や、全国統一的に実現可能な手法であることが望ましいことから、現行制度と同様に、ふるさと版の交付を受ける自動車ユーザーが居住する地域の交付代行者が交付することとする。

制度開始に当たり、まずは図柄シートを製造する各シートメーカーが対応可能であることを前提に図柄を選定することとするが、最終的に各シートメーカーが全種類の図柄シートを製作することができるよう、国土交通省が各シートメーカーと調整を行っていくこととする。

（６）申込から交付までの期間

現行の図柄ナンバープレートは、申込後、地域の交付代行者が特定の標板メーカーにナンバープレートの製作を発注し、当該標板メーカーが予め購入しておいた図柄シートを用いてナンバープレートの製作を開始する方式であるため、申込から交付まで 10 営業日^６で自動車ユーザーへ交付可能となっている。この点、ふるさと版を全国で交付しようとする場合、全種類の図柄のシートを全標板メーカーが予め購入しておくことは在庫管理を複雑化させるとともに、シートメーカーにとっても小ロットでの図柄シートの発注に対応することは管理を複雑化させることから、標板メーカー・シートメーカーの負担が大きく、申込から交付までの期間をこれまでと同様の 10 営業日に堅持することは、持続可能な制度とはいえず、この期間は延長

^４ 普通自動車であつて、車両総重量が 8 トン以上のもの、最大積載量が 5 トン以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに取り付けるナンバープレート

^５ 参考資料 14 ページ参照

^６ 参考資料 16 ページ参照

せざるを得ない。このため、今後、標板メーカーとシートメーカーが対応できるロット単位を明確にした上で、早く交付を受けたい自動車ユーザーにも配慮した合理的な期間を検討することとする。

一方で、申込から交付までの期間が長くなる場合、早く交付を受けたい自動車ユーザーの思いに加えて、その間車両を保管しておかなければならないディーラーに生じる負担についても考慮する必要がある。このため、自動車ユーザーに可能な限り早期に交付できるよう、現行よりも早い時期からふるさと版を申込できるような手法についてもあわせて検討することとする。

(7) 開始時期

令和7年6月に公表した中間取りまとめにおいては、「課題が解決できるとの結論が得られた場合、ご当地名及び図柄ナンバープレート（地方版）の次回の導入時期である令和11年度以降に、当該制度の導入を目指すことが望ましい」とされている。この点、まずは小規模で試行的に制度を導入することから、地方版のフルカラーへの一本化（令和10年度）や新たな地方版の導入（第5弾：令和9年11月、第6弾：令和11年5月）などのスケジュールにも留意しつつ、可能な限り前倒しすることとし、遅くとも令和11年度までの制度開始を目指すこととする。

3. 人気がある希望番号を取得しやすくする方策

3. 1 背景・目的

自動車の所有者は自動車登録番号が記載されたナンバープレートの交付を受け、自動車に取り付けて表示しなければこれを運行の用に供してはならないことが法令⁷に規定されており、これにより外形上個々の自動車を特定することが可能となっている。これにより、行政活動においては、例えば円滑な交通取締りや保安基準不適合車両に係る整備命令の確保等が図られているほか、民間においても自動車の取引時における現車の確認や有料道路・駐車場におけるスムーズな料金精算等に役立てられている。

このように個々の自動車を特定するために付与され、活用されている自動車登録番号であるが、外形上自動車に表示するナンバープレート上に記載されるものでもあることから、かねてより装飾目的や個性の表現等の手段として「希望の番号がほしい」といった要望が多く自動車ユーザーから寄せられていた。

こうした状況において、自動車登録番号は、自動車台数の増大に対応するためにこ

⁷ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第十九条 自動車は、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

れまで数次⁸の番号払底対策がなされてきたところ、平成 10 年の自動車登録番号の分類番号の三桁化に伴い番号の払出数が大幅に増加する見込みとなったことから、希望番号に対する自動車ユーザーからの多様なニーズに応えることが出来るほか、ナンバープレートに対し愛着や理解が深まり変更登録の励行等の遵法精神の醸成や自動車の販売・流通面での活性化に繋がるメリットがあるとして、登録自動車の自動車登録番号のうち特定の意味を持たない四桁以下のアラビア数字を希望することができる現在の希望番号制度が導入⁹されることとなった。また、軽自動車についても平成 17 年から希望番号を選択することが可能となった。

希望番号制度の導入後、その選択率¹⁰は着実に上昇し令和 7 年現在では登録車については約 5 割、軽自動車については約 3 割となっており、自動車の装飾・個性表現等の手段としても定着している状況である。

希望番号制度は番号を選択したいといった自動車ユーザーの多様なニーズに応える制度であるが、自動車ユーザーの希望に応じて交付枚数を制限することなく番号を交付すると特定の番号が早期に枯渇する恐れがある。このため、制度開始当初より人気の高い番号には「無料の抽選制度」が導入されているが、特定の番号に人気が集中する結果、希望する番号を入手できない自動車ユーザーが多く発生する状況にある。現行の抽選対象番号については、14 通り¹¹を全国共通とし、これら以外の番号については地域の実情に応じて抽選対象とする取扱いとしているが、一定期間内における当選倍率が番号によっては 0 倍～30 倍超¹²の差が生じており、また地域により状況が大きく異なっている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、希望番号制度の実施目的である自動車ユーザーの多様なニーズに応える観点から、抽選倍率の低下に向けて、抽選対象番号の当選個数を増加させる方策やその場合における番号払底対策、抽選対象番号及び抽選個数に係る運用改善、抽選番号を希望する者に対し一定額以上の金額を求めることにより人気の著しく高い番号の抽選倍率を下げること等、人気の高い希望番号を取得しやすくするための制度の方向性について幅広く検討を行ってきた。

⁸ 昭和 26 年 自動車登録番号は、都道府県名、自動車の種別による分類番号、最大五桁の数字をもって表示することが定められた。

昭和 30 年 自動車登録番号は、上段に都道府県名及び自動車の種別による分類番号を、下段にひらがな文字又はラテン文字の活字体大文字及び四桁の数字をもって表示することが定められた。

昭和 42 年 自動車の種別及び用途による分類番号を一桁から二桁とした。

昭和 59 年 自動車の種別及び用途による分類番号について、人の運送の用に供する小型自動車に「7」、貨物の運送の用に供する小型自動車に「6」を使用することとした。

平成 10 年 自動車の種別及び用途による分類番号を二桁から三桁とした。

平成 29 年 自動車の種別及び用途による分類番号の下二桁にローマ字を使用することとした。

⁹ 平成 10 年 5 月 6 日に札幌、宮城、岩手、新潟、東京、神奈川、湘南、埼玉、千葉、愛知、小牧、西三河、豊橋、静岡、沼津、浜松、富山、大阪、兵庫、奈良、広島、福山、岡山、愛媛、福岡及び沖縄の 26 か所の陸運支局等で試行実施され、平成 11 年 5 月 6 日に全国展開された。

¹⁰ 参考資料 18 ページ参照

¹¹ 制度開始した平成 10 年当時は 1, 2, 3, 5, 7, 8, 111, 222, 333, 555, 777, 888, 1000, 1111, 1234, 2000, 2222, 3000, 3333, 5000, 5555, 5678, 7000, 7777, 8000, 8888 の 26 通りであったが、令和 8 年 6 月現在は 1, 7, 8, 88, 333, 358, 555, 777, 888, 1111, 3333, 5555, 7777, 8888 の 14 通り

¹² 参考資料 19 ページ参照

3. 2 制度の方向性

3. 2. 1 基本方針

希望番号制度の持続可能性とともに、番号という限りある資源を如何に有効に活用するかという視点が重要である。また、可能な限りシンプルで持続可能な制度とすることが重要であり、早期に制度を開始する観点から、既存の制度・システムを可能な限り活用することとする。

人気の高い番号を取得しやすくすること、すなわち抽選倍率を下げることに繋がる直接的な手法としては、当選個数を増加させる手法が考えられるが、例えば当選倍率が 30 倍の番号について当選個数を増やして倍率を 1 倍に下げようとする現行制度下では 1 年以内に番号が枯渇することが想定されるため、持続可能性の観点からは現実的ではない。また、当選個数を倍にして当選倍率を半減させたとしても、当選倍率が 30 倍を超える場合等を想定すると、その効果は限定的と言わざるを得ない。

抽選倍率の低下に向け、多様な取組を異なる時間軸を持って実施・検討することが適当である。大規模なシステム改修等を要すると想定されるため長期的に取り組むことが必要だが、抽選倍率の低下に直接に繋がる当選個数の増加に向けて、番号の再利用などの抜本的な番号払底対策について検討を進める。他方で、それまでの間の取組として、抽選倍率に関する情報の自動車ユーザーへのわかりやすい情報提供や抽選対象番号の見直しの実施、また、著しく高い倍率となっている番号と地域を対象として経済的手法の試行導入を検討する。

3. 2. 2 今後の対応について

上記の基本方針を踏まえた、短期・中期的及び長期的な今後の対応の方向性は以下のとおりである。

3. 2. 2. 1 短期・中期的な取組

当選倍率を下げるための短期的な手法として、現在インターネットを通じて抽選対象番号の申込を行う場合に当該番号の申込済件数をお知らせしているところ、令和 9 年度中を目途に当選までに必要となる平均的な抽選参加回数や番号別の当選倍率をわかりやすく公表することにより自動車ユーザーの合理的な選択・判断に資する情報提供を行うこととする。

また、一定期間内の当選倍率が 1 倍以下といったように必ずしも倍率が高くない番号の抽選対象番号からの除外や、反対に、一定期間内における払い出し個数が同一期間内における抽選対象番号の当選個数を上回っている番号を抽選対象番号へ移行する等の対応を従前以上の頻度で実施するよう、関係者が協議の上取り組むこととする。

更に、抽選対象番号全ての当選倍率が著しく高い現状ではないことから、年間を通して著しく高い倍率となっている番号と地域に限定し、取得対価を求める手法の試行的な導入に向け、令和 8 年度内に詳細な制度設計を行う等の具体的な検討を進める。

倍率が高い番号は、希少性に価値を見出す自動車ユーザー個人の強い嗜好によるものであることから、その希少性に応じた金銭的対価を求めるものである。なお、その収益については公益事業等に活用することが適当である。試行的な導入を通じて、倍率低減効果と公平性のバランスといった運用上の課題や効果が検証されることが期待される。

取得対価を求める手法の試行的な導入に向けて本検討会において検討してきた課題・論点、及びそれに対する今後の対応の方向性は以下のとおりである。

（１）取得対価の收受方法

現行制度においてナンバープレートの交付時に交付代行者が收受している交付手数料又は図柄ナンバープレートの際に寄付金管理団体が收受している寄付金が候補に考えられるが、現行制度に準じたシンプルな仕組みで試行的に導入する観点から、任意の寄付金により寄与の度合いを勘案してフルカラー/モノトーンの図柄を交付している図柄ナンバープレートの事例を参考として、寄付金による手法とする。交付手数料は実費を勘案して設定するものであることから取得の対価として上乗せの価格を設けることの説明が困難であり、馴染まないと考えられる。

取得の対価として任意の寄付金を支払うことに寄付制度上の問題がないことを確認した上で、寄付の收受主体、寄付金額、寄付金の使途等の検討を進める。その際、新たな寄付金の收受のためには既存システムを改修する必要があることにも留意するものとする。

（２）取得対価を求める時期

抽選時又は当選時が候補に考えられるが、当選時とする手法であれば当選者した者のみが支払うことになるため現行システムが活用可能であり、導入負担が小さいものと考えられるため、当選時とする。なお、抽選参加料は無料とする。

この場合、事前周知により一定の倍率低減効果が期待されるが、抽選時とする場合と比較して抽選倍率が下がらない可能性もあることに留意するものとする。

なお、抽選時とする場合、当選者以外にも取得対価を求めることになるため、新たなシステムを抜本的に構築する必要があり、現行の制度に準じた対応が困難である。

（３）取得対価を求める抽選対象番号

抽選対象番号及びその当選倍率は、地域により異なる運用としていることから、全国共通ではなく地域別に取得対価を求める場合の抽選対象番号を定める。

（４）取得対価の金額

諸外国においては、有料の抽選、入札又はオークションといった手法により希望番号取得者を決定している国・地域も存在している。令和７年に実施した自動車ユ

ーザーのアンケート¹³では約 7 割が有料の抽選方式、約 2 割が入札方式、約 1 割がオークション方式の方式を望む結果であった。また、同年に自動車ディーラーに実施したアンケート¹⁴からは入札又はオークション方式は、金額が大きく吊り上がってしまうことや納期が長くなるのではとの懸念、営業・事務スタッフの業務が複雑化し工数の増加が見込まれることから、金額は定額が望ましいといった意見が確認された。

倍率に応じて金額を変化する方法の場合、抽選倍率の低いナンバーを選んで申し込むインセンティブになるとも考えられるが、上記のアンケート結果を踏まえ、また現行制度に準じたシンプルな仕組みで試行的に導入する観点から、定額方式を基本とする。この場合、特定の高倍率の希望番号に対する低減効果が弱くなることが予想されるため、金額と倍率の関係は慎重に検討するものとする。令和 7 年に実施した自動車ユーザーのアンケート結果¹⁵によると 5000 円以上といった高めの設定とすることで十分な低減効果を得られると考えられる。

3. 2. 2. 2 長期的な取組

抽選倍率の低下に直接に繋がる当選個数の増加に向けて、番号の再利用やナンバープレート様式の変更等の抜本的な番号払底対策について検討を進める。

番号の再利用については、現在一度使用した番号は再度付与されることはない運用となっているところ、当該番号の再利用を可能とすることにより払出可能な番号が大幅に増加することが期待される。一方で、番号の再利用に伴い、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS¹⁶）の大規模改修や他の社会経済システムにも影響を与えることが想定される。

4. おわりに

本書は、本検討会の「中間取りまとめ」における継続的に検討すべきとされた課題について丁寧に検討し、これらに対する今後の対応の方向性を取りまとめたものである。

今後は、本書で示された方向性を基本とし、「まずは始めてみる」の考えのもと、対象・範囲を限定した試行的な制度導入等により、具体的な取組が着実に実行されることが重要である。

単なる車両の識別番号にとどまらないナンバープレートの魅力がより一層増加し、ひいては地域振興・観光振興の更なる促進や自動車市場の活性化に繋がることを期待する。

¹³ 参考資料 29～35 ページ参照

¹⁴ 参考資料 36～38 ページ参照

¹⁵ 参考資料 33 ページ参照

¹⁶ Motor-car Total information Advanced System

図柄入りナンバープレート等に関する検討会
委員名簿
(令和7年6月中間取りまとめ後)

(敬称略、50音順)

【委員】

石田 勝利	軽自動車検査協会 理事
石田 東生	筑波大学 名誉教授
岡安 雅幸	(一社)全国自動車標板協議会 専務理事
北嶋 緒里恵	(株)リクルート ジャらんリサーチセンター 客員研究員
竹岡 圭	日本自動車ジャーナリスト協会 副会長
寺井 剛敏	金沢美術工芸大学 副学長
吉田 樹	福島大学 経済経営学類 教授

【国土交通省】

石原 大	物流・自動車局長
久保田 秀暢	物流・自動車局次長(第12回まで)
猪股 博之	物流・自動車局次長(第13回以降)
櫻井 紀彦	物流・自動車局自動車情報課長
村井 章展	物流・自動車局自動車情報課自動車登録デジタル化推進室長

図柄入りナンバープレート等に関する検討会
開催経緯
(令和 7 年 6 月中間取りまとめ後)

第 7 回検討会（令和 7 年 8 月 4 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望等調査について

第 8 回検討会（令和 7 年 9 月 30 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望等調査結果について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第 9 回検討会（令和 7 年 10 月 27 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱の見直しについて
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第 10 回検討会（令和 7 年 12 月 16 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱の見直しについて
- 図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の方向性について

第 11 回検討会（令和 8 年 2 月 10 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱の見直しについて
- 図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の方向性について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第 12 回検討会（令和 8 年 3 月 17 日）

- 図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱案について
- 図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の方向性等について

※図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱改定（令和 8 年 4 月 24 日）

第 13 回検討会（令和 8 年 5 月 20 日）

- 図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の方向性について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第 14 回検討会（令和 8 年 6 月 19 日）

- 図柄ナンバープレート（ふるさと版）の今後の方向性（案）
- 人気がある希望番号を取得しやすくする方策の今後の方向性（案）